

○総務省告示第四百二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十七号（電波法第四条の二第七項の規定に基づき同条第一項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
法第四条の二第一項の規定により同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。	〔同上〕	〔同上〕
〔一・二 略〕		〔一・二 同上〕
三　米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの		三　米国電気電子学会が定める規格のうち、 1 IEEE802.11ax 2 IEEE802.11be

附 則

(施行期日)

1 ノの告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 ノの告示の施行の日から米国電気電子学会における IEEE802.11be が成立するまでの間ににおける平成二十七年総務省告示第四百三十七号第三項の規定の適用については、同項第一項中「IEEE802.11be」とあるのは、「IEEE802.11be (Draft 3.0) 以後」である。